

議案第4号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成24年8月23日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成24年8月23日

鳥取県教育委員会
委員長 笠見 幸子

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

保護文化財 「石造大日如来坐像」(倉吉市)

現在、大日寺本堂脇壇に安置されている胎藏大日如来坐像。

平安時代後期(11～12世紀)の作風を示している。

頭部は、ふくよかな両頬、伏し目がちな両眼が配されており、欠損が多いものの、大分県・臼杵石仏の大日如来像(平安時代後期)頭部に共通する感覚が示されている。腰を絞り、膝幅をゆったりととっており、衣文の彫りは浅く、ほぼ等間隔に彫られている。

木造、石造の古仏の集まる大日寺に伝わった、全国的にも珍しい平安時代の石造大日如来像としてその価値は高く、鳥取県指定文化財に相応しいと考えられる。



2 鳥取県文化財保護条例第29条第1項の規定に基づく下記の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択について

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 花籠祭

鳥取市河原町・用瀬町・佐治町、八頭郡八頭町・智頭町にかけて広く分布する、花籠をつくって神社に奉納する祭礼。花籠とは竹を細く割ったひごに五色の色紙を巻き付けた造花（ヤナギ）を、竹で編んだ目籠に挿したもの。ヤナギは祭礼の後、人家の屋根に投げ上げ、疫病や火難除けのまじないとする。

県東部の山間地域に広く見られる特徴的な行事であるとともに、数村にまたがる郷社祭礼がみられること、花籠の奉納者に通過儀礼の要素がみられることから、記録作成等の措置を講ずべき貴重な無形の民俗文化財である。

